

1 入札説明書に関する質問（第2回）に対する回答

No.	ページ	項目					入札説明書に関する質問の内容	回答
1	4	第2	5				第一回の質疑回答では、「選定事業者の提案により設計・建設期間を短縮し、維持管理・運営期間を早めることは評価対象」とのことですが、それに伴い増加するサービス購入費（維持管理・運営費）は、別途協議として頂けますでしょうか。	供用開始予定日を早めるご提案の場合、増加する維持管理業務及び運営業務に係る対価は、入札価格に含めてご提案ください。このことから、別途協議は行いません。
2	5	第2	7	(2)			自由提案事業で「ドックラン施設」を想定しておりますが、土地使用料についてご教示下さい。 簡易な管理棟と柵で囲った芝生帯の設置を想定しています。 算出面積は管理棟部分のみで良いか、計画した敷地全てが対象となるか見解をお示しいただきたい。	自由提案施設として施設設置する場合、別途市が定める条例により、市が使用を認めた敷地面積に対し、土地使用料を納付する必要があります。なお、自由提案事業として、一時的に使用する場合、質問No3の回答をご覧ください。
3	5	第2	7	(2)			自由提案事業において施設を設置せず、不定期に移動販売等を行った場合の土地使用料は日割り計算の理解で宜しいか。 算出式をご教示下さい。	別途市が定める条例により規定する使用料を市に納付していただきます。なお、参考として、茅ヶ崎市都市公園条例第12条（同条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可）による使用料を参照ください。
4	5	第2	7	(2)			自由提案事業で、屋外の多目的広場（臨時駐車場）などを使って、6時間程度の占有するような有料の教室・あるいはスポーツなどを開催する場合の、土地使用料は、別紙15でご提示いただいた、1年あたりの2601円/㎡を、時間当たりとした土地代（2601円/365日/24時間 ×6時間 =約1.8円/㎡）を支払えばよろしいと考えて良いでしょうか。 また、ある時間帯でのスポーツ教室以外の建物内施設の利用料に関しても、同様な考え方でよろしいでしょうか。	別途市が定める条例により規定する使用料を市に納付していただきます。なお、参考として、茅ヶ崎市都市公園条例第12条（同条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可）による使用料を参照ください。また、建物内施設（会議室など条例で利用料金を定める施設を除く。）の利用についても同様とします。
5	6	第3	2	表			応募者のヒアリングの際は、説明用のパネル等は持ち込み可能でしょうか。パネルの枚数、ヒアリング用の説明資料等に制限がありましたら、ご提示願います。	ヒアリング時の説明用のパネル等の資料については、必要最低限での持ち込みは可能とします。ただし、お示しする様式以外の資料は審査の対象となりません。
6	11	第3	3	(5)			建設事業を複数の構成企業または協力企業で建設する際に、便宜上建設事業の実施のみを目的とした建設に関わる企業のみで構成される共同事業体等を設立した上で、SPCから直接業務の受託することは可能でしょうか。	構成企業及び協力企業のみ（協力企業が含まれない場合は、構成企業のみ）で構成される共同企業体を設立し、SPCから直接建設工事を受託することは可能です。
7	19	第3	4	(4)	ウ	(オ)	公表されている参考価格に対して、VFM（3.6%）を反映した価格が予定価格という認識で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問（第1回）No21の回答をご覧ください。